

災害にも強い地域づくりを目指そう!!

2022年4月発行
第83号

声かけて励ましあって笑顔で過ごそう



社協

通信

西郷中町町内会連合会「防災まちづくり大賞 総務大臣賞」を受賞

このたび、総務省消防庁が主催する「第26回防災まちづくり大賞」で、西郷中町町内会連合会の自主防災会の活動が総務大臣賞を受賞されました。

「声かけて 笑顔でつなく わが町を」をスローガンに連合会内での活動を行っており、その中で約10年にわたり住民と事業所とが協力しながら継続してきた防災活動が高く評価されたものです。

自主防災会の活動については5月に発行される社協通信第84号で詳しくご紹介します。

新年度事業の内容

◆事業方針◆

隠岐の島町社会福祉協議会は、第3次隠岐の島町地域福祉活動計画に基づき、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることを事業方針とします。

また、住民参加による福祉活動を推進するため、地域の福祉ニーズの把握、住民の助け合い活動やボランティア活動への支援、行政機関、民生児童委員をはじめ社会福祉事業者などとの連携強化になお一層努めます。

さらに、緊急事態（大地震、感染症の発生等）において事業を適切に継続するための計画や「第4次隠岐の島町地域福祉活動計画」の策定に取り組みます。



I.住みよい地域づくり

1. 地域福祉推進事業
2. 救急医療情報キット整備事業
3. サロン活動推進事業
4. 障がい者支援事業
5. 子育て支援事業
6. 福祉教育推進事業
7. 福祉活動用具貸出事業
8. 表彰事業
9. ボランティア活動推進事業
10. 災害ボランティアセンター体制整備事業
11. あいサポート運動推進事業
12. シルバー人材センター事業



【サロン活動推進事業】サロンのつどい



【災害ボランティアセンター体制整備事業】
災害ボランティア講座



【福祉教育推進事業】介護の基礎的講座



【シルバー人材センター事業】活動の様子

Ⅱ. 暮らしの安心づくり

1. 総合相談事業
2. 自立相談支援事業
3. 生活福祉資金貸付事業
4. 緊急資金貸付事業
5. 日常生活自立支援事業
6. 法人後見事業
7. 入居債務保証支援事業
8. 暮らしの安心サポート体制調査研究事業

Ⅲ. 支え合いの基盤づくり

1. 広報啓発事業
2. ホームページ運営事業
3. 民児協連携推進事業
4. 福祉人材育成事業
5. 隠岐の島町移送車両無償貸与事業



【民児協連携推進事業】
社協・民児協連絡会

Ⅳ. 地域福祉推進体制の強化

1. 事業評価
2. 職員育成事業
3. 社会福祉センターの管理運営事業
4. 第4次地域福祉活動計画策定事業

【社会福祉協議会が担う各種団体事務】

- 隠岐の島町共同募金委員会
- 日本赤十字社島根県支部隠岐の島町分区
- 隠岐の島町老人クラブ連合会
- おき後見ネットワーク



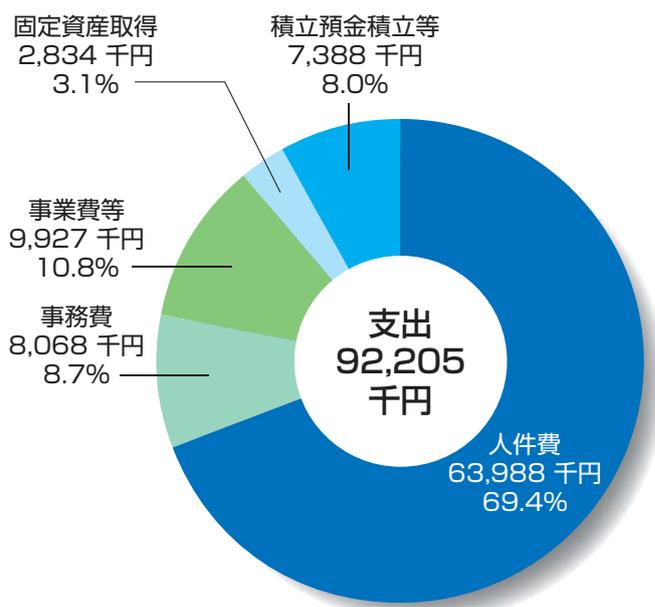
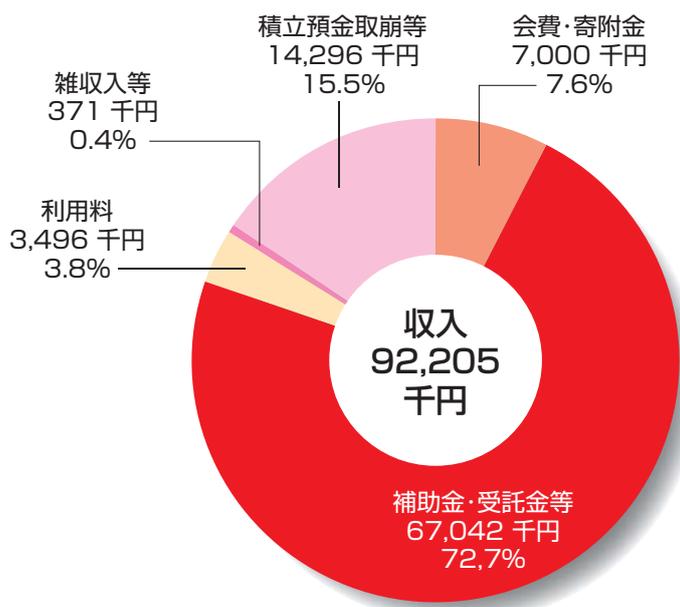
隠岐の島町共同募金委員会
学校募金の取り組み（磯小学校6年生）



日本赤十字社島根県支部
「青少年赤十字」の取り組み（町内の中学生）

各事業の詳細内容は「隠岐の島町社会福祉協議会ホームページ」をご覧ください。（<https://www.oki-fukushi.net/>）

新年度予算の概要



用語の説明

【収入】

会費・寄附金	社協会費、香典返し、見舞返し、一般寄附金
補助金・受託金等	隠岐の島町からの社協運営補助金・受託金 島根県社協からの補助金・受託金 赤い羽根共同募金助成金
利用料	サービス等利用者からの利用料等
雑収入等	雑収入、預貯金受取利息、償還金
積立預金取崩等	積立預金の取り崩し、繰越金

【支出】

人件費	役員報酬、職員20人分の人件費
事務費	事務に係る経費（例：通信費、事務用品費等）
事業費等	事業に直接係る経費（例：車両維持費等） 負担金、貸付金
固定資産取得	社会福祉センター改修費、備品の購入費
積立預金積立等	積立預金・退職手当積立のための支出、予備費

社協会費・寄附金の使途について

皆様からいただいた社協会費は、社協が取り組む地域福祉事業全般の重要な財源として活用されます。また、寄附金は、一旦、基金に積み立てられた上で、早急な対応を要する福祉課題解決にむけた事業等に活用されます。

令和4年度に社協会費及び寄附金を活用して実施される主な事業は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ①地域福祉推進事業 | ⑨あいサポート運動推進事業 |
| ・自治会区福祉活動への支援 | ⑩シルバー人材センター事業 |
| ・担い手養成と活動組織の組織化支援 | ⑪総合相談事業 |
| ・おたっしゅ落語口演会の開催等 | ⑫緊急資金貸付事業 |
| ②救急医療情報キット整備事業 | ⑬広報広聴事業 / 広報誌「社協通信」の発行 |
| ③サロン活動推進事業 | ⑭福祉人材育成事業 |
| ④障がい者・子育て支援事業 | ⑮くらしの安心サポート体制調査研究事業 |
| ⑤福祉教育推進事業 | ⑯おき後見ネットワーク事務局業務 |
| ⑥福祉活動用具貸出事業 | ⑰社会福祉センターの管理運営事業 |
| ⑦表彰事業 | ⑱第4次地域福祉活動計画策定事業 |
| ⑧災害ボランティアセンター体制整備事業 | |

オリT甲子園 優勝 おめでとうございます！

全国の特別支援学校の生徒たちがオリジナルTシャツのデザインを競う「第4回オリT甲子園」で隠岐養護学校の高等部2年生（受賞当時1年生）、吉田みくにさんがみごと優勝されました。



「級友を大切に思う気持ちが素直に表現されている」と全国の特別支援学校や障がい者施設から寄せられた作品の中から最優秀作品に選ばれました。

優勝おめでとうございます。

▲デザインされたTシャツを着て優勝記念トロフィーを持つ吉田みくにさん

一緒に働きませんか？ シルバー人材センター会員募集中

これから暖かい時期になり、お墓掃除、家周りの除草等の需要も増えてきます。豊かな知識・経験・能力を活かして地域に貢献してみませんか？

会員の条件

- 60歳以上で健康な方
- 年会費1,000円を納めた方



入会説明会を月1回開催しております。

日時	場所
4/15(金) 14時～	社会福祉協議会 (原田396)
5/20(金) 14時～	役場町民ホール101

※日程は変更になる場合があります。

<お問い合わせ先>

隠岐の島町シルバー人材センター
☎ 3-1533 担当：山口/築谷

会費・募金等のお願い

本年度、隠岐の島町社会福祉協議会からお願いする会費・募金は次のとおりです。

出費の多い昨今、誠に恐縮ですが、各ご家庭・自治会予算等にてご予定下さいますようお願い申し上げます。

種類	取りまとめ期間	金額
赤十字会費	5/12～6/30	700円
社協会費	7/1～8/31	1,000円
赤い羽根共同募金	10/1～11/30	

社協委員さんなどがお伺いします

町の嘱託員の方にあわせて委嘱させていただいております社協委員の方々をはじめ、地域で社協活動にご協力いただく方がお伺いします。

住民・自治会

社協委員
(嘱託員)

社協

社協委員さんのしごと
(活動は無報酬)

- 社協会費の取りまとめ
- 赤い羽根共同募金の募金活動
- 赤十字社会費の取りまとめ
- 社協通信等の配布

令和3年度 日本赤十字運動最終報告

令和3年度実績 2,531,386円

皆様からの会費・寄附金は、一刻を争う災害時の救護活動をはじめ、防災・減災の普及啓発や救急法講習、災害から子どもたちを守る教育活動の支援など、様々な活動に活用されています。

皆様のご理解・ご協力に、心から厚くお礼申し上げます。



中学生を対象とした講習会
(青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター)

 日本赤十字社 島根県支部 隠岐の島町分区
Japanese Red Cross Society

自治会区向けお知らせ便の発行について

隠岐の島町社会福祉協議会は「みんなが支え合うあたたかいまちづくり」を理念とし、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し活動しています。

この度、住みよい地域づくりをより一層推進していくため「自治会区向けお知らせ便」を発行することとしました。

昨年11月に第1号が発行されましたのでその内容の一部をご紹介します。



地域活動のご紹介

高齢者支援ごみ収集活動

【蛸木区内青壮年会】

蛸木区の概要

蛸木区は、島の最南端に位置し、海と山に囲まれた集落です。半農半漁で暮らす世帯も多く、世帯数は77世帯、人口185人、うち65歳以上は87名で高齢化率は47%に上ります(令和3年4月1日現在 役場町民課より)。

蛸木区内の青壮年会では、約3年前から地域内での生活支援活動として、高齢者宅を対象にごみ収集活動を行っています。



取組のきっかけ

蛸木区では兼業漁師の青壮年で結成された組織「かけだし会」が10年に1度のとんど祭など地区の伝統行事を代々受け継いできました。

近年、結婚して同地区へ戻る30~40代の世代が多くなり、様々な職種の方がかけだし会へ加入しました。そこで、自分たちの得意分野を生かし何か地域のためにできることがないかと考え取り組み始めたのが、高齢者の生活支援活動でした。

取組の様子

対象世帯は独居高齢者や高齢夫婦世帯で、収集と処分を行うごみは、可燃ごみや不燃ごみ、普段捨てにくい粗大ごみ等です。

併せて、各世帯をまわる際に困りごとはないか声をかけると、「蛍光灯を替えてほしい」「物干しざおを直してほしい」というちょっとした困りごとの相談があったそうです。

出来ることはその場で対応し、とても喜ばれたそうです。

費用については、「無料にすると気を遣い遠慮する。」との声があり、各世帯から一律の料金を頂き、出来るだけ多くの方が利用しやすいよう工夫しました。

地区の高齢者からは「いつもありがとう」の声が届き、今では春と年末の2回、かけだし会の定例行事として定着しました。

今後も若い力を発揮し地域内での互助活動として、続けていきたいとの事です。



▲活動の様子

地域活動のご紹介

「東町暮らしの手帖」の発行

【東町町内会連合会】

東町町内会連合会の概要

東町町内会連合会は、西郷湾中央から東側に位置し、居住地を山と宇屋川に挟まれた南北に細長い地域です。7つの町内会から成り、世帯数は159世帯、人口307人、高齢化率は約42%となる地域です(令和3年4月1日現在 役場町民課より)。3年に1度行われる「御崎神社祭礼宇屋だんじり舞風流」は町の指定無形民俗文化財に指定されています。

東町町内会連合会では、令和2年度に「東町暮らしの手帖」を発行しました。



取組のきっかけ

当連合会は居住地のほとんどが土砂災害警戒区域に指定されており、多発する自然災害に備えて、長年自主防災組織を中心に防災や減災のための地域活動に取り組んできました。

ただ、近年は少子高齢化が加速し、通院や買い物に出かけるのが大変な高齢者が増加。そこで、令和2年度に、「高齢者に優しい町、東町づくり事業」を企画しました。

活動財源は自己資金の他、共同募金委員会が赤い羽根共同募金を財源として地域福祉活動を支援する「住みよい地域づくり推進プロジェクト助成」を活用しました。

実施内容は、憩いの場づくりと、車いすの整備、併せて福祉研修会の実施でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、福祉研修会はやむなく中止。ただ、こもりがちな高齢者も多く、住民のために何かできないかと考えたのが、東町に特化した防災や暮らしの情報を掲載した「東町暮らしの手帖」の作成でした。

「東町暮らしの手帖」について

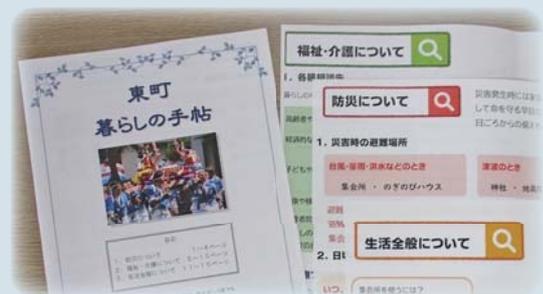
手帖はA4の両面印刷で全12ページ。掲載内容は主に、防災、福祉や介護、生活全般についてです。

防災については、災害時の避難場所や、断水・停電など非常時の連絡先を中心に掲載しました。福祉・介護については介護保険制度や各種相談先の他、緊急時の連絡先を自身で記入できる欄を設け、もしもの時の備えについて考えてもらうきっかけづくりとしました。

その他、車いすの保管場所や草刈りや墓掃除をしてくれる事業所など、暮らしに役立つサービス事業所の連絡先などを記載しました。

完成までには、本会を含め関係機関と連携を図り、連合会内でもモニター会議を実施し住民の声を反映させました。連合会の全世帯へ配布し、大変喜ばれたそうです。

感染症の影響下で活動が制限された中でも、今できる活動を行い地域のつながりづくりを続けた東町町内会連合会の取り組みでした。



▲完成した「東町暮らしの手帖」

自治会区向けお知らせ便は、今後地区組織の代表者の方へ年に2,3回の頻度で送付させていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

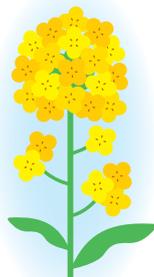


ご寄附 ありがとうございます

令和4年1月21日～令和4年3月24日（敬称略）

※隠岐の島町社会福祉協議会ではご寄附いただいた方のご意志を尊重し、氏名等を掲載しています。なお、金額は掲載しませんのでご了承ください。

一般寄附
寄附者氏名
隠岐高校 商業科 販売実習



港町	西町	卯敷	飯田	伊後	飯田	栄町	加茂	西田	中村	有木	近石	住所
奥谷	吉田	阿波	佐藤	赤沼	安部	平木	橋本	的地	熊澤	内田	藤野	寄附者氏名
壽久	智子	三省	康子	敦夫	大樹	誦子	達也	直美	美宏	明	陽一	故人名
光枝	貴幸	ハナ	武男	マサノ	卯敷 タメ子	肇	貴美子	伸夫	富子	美代子	美代子	

香典返し寄附

ボランティア保険のご案内

ボランティア活動中のケガや事故などを補償する制度です。

ホームページ「[ふくしの保険](https://www.fukushihoken.co.jp)」(https://www.fukushihoken.co.jp)で詳しい内容をご確認のうえ、社会福祉協議会へお申し込み・お問い合わせください。

活動保険：加入年度の3月末まで補償

行事用保険：行事の期間のみ補償

	基本プラン	天災・地震補償	特定感染症重点
保険料(1人/年間)	350円	500円	550円
地震・噴火・津波による死傷の補償	×	○	○
特定感染症に対する補償	補償開始日から10日以内は対象外		初日から補償

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる行事が対象です。参加者のケガや主催者の賠償責任を補償します。
(特定感染症には対応していません)

※特定感染症…指定感染症（新型コロナウイルス）及び1～3類感染症

社協事業に関する苦情申出窓口

本会事業を利用する皆様からのご意見や苦情をいつでも承り、適切な解決と必要に応じた改善、本会職員の資質の向上につなげるため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、また公正な立場で苦情解決に関わる第三者委員を設置しています。

本会事業を利用してお気づきの点等がございましたら、下記までお寄せください。

- 受付日時** 月～金曜日（土日祝日除）8：30～17：00
- 受付方法** 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- 苦情受付担当者** 総務係 和田 伸・山西 吉美（電話）2-0685
- 苦情解決責任者** 事務局長 村上 勝
- 第三者委員へ苦情をお申し出いただくこともできます。**

<第三者委員> 任期：令和4年4月1日から2年間

・眞野 輝久（上西）電話 2-3768 ・山根 久美子（元屋）電話 4-0544